

# 器具の成分規格違反事例



合成樹脂製調味料入れ  
(蒸発残留物)

陶磁器製皿(鉛)



# 届出重量上位5カ国の検査実績

(平成19年度:速報値)

順位	輸出国	届出件数	届出重量 (千トン)	検査件数	違反件数
1	米 国	202,143	11,427	18,870	113
2	中 国	537,625	4,265	91,770	366
3	カ ナ ダ	30,771	3,010	2,157	5
4	オーストラリア	36,273	1,845	1,920	14
5	タ イ	116,563	1,379	16,488	110

# おもな食品衛生法違反内容

## (平成19年度:速報値)

違反条文		違反件数	構成比 (%)	主な違反内容
6	有毒・有害物質等を含有する食品等の販売等の禁止	222	18.8	とうもろこし、ハトムギ、落花生、アーモンド等のアフラトキシンの付着、食肉製品のリステリア菌による汚染、有毒魚の混入、下痢性・麻痺性貝毒の検出、キャッサバ等によるシアン化合物の含有、米の輸送時中の事故による腐敗・変敗・カビの発生
9	病肉等の販売等の禁止	6	0.5	衛生証明書の不添付
10	指定外添加物の販売等の禁止	68	5.8	サイクラミン酸、TBHQ、ポリソルベート、パテントブルーV、アゾルビン等の指定外添加物を使用した加工食品
11	規格基準に違反する食品等の販売等の禁止	819	69.3	野菜及び乾燥野菜の成分規格違反(農薬の残留基準違反)、水産物及びその加工品の成分規格違反(抗菌性物質の含有、農薬等の残留基準違反)、冷凍食品の成分規格違反(一般生菌数、大腸菌、大腸菌群)、添加物の使用基準違反(ソルビン酸、安息香酸等)、添加物の過量残存(二酸化硫黄等)
18	規格基準に違反する器具・容器包装の販売等の禁止	66	5.6	器具・容器包装の規格基準違反、原材料の材質別規格違反
計		1,181(延数) 1,120(違反届出件数)		

# 農薬の残留基準の設定方法

- ❖ 日本人が一日に摂取する食品中に含まれる残留農薬を推定し、その合計が **ADI (一日許容摂取量)※1の80%を超えない範囲で基準を設定※2**

※1 ある物質について、人が生涯その物質を毎日摂取し続けたとしても、健康に対する有害な影響が現れないと考えられている一日当たりの摂取量。  
動物による毒性試験から、有害な作用の認められない量(無毒性量)を評価し、安全係数(通常は種差、個体差それぞれ10)を考慮して設定する。

※2 水や大気など食品以外からの農薬摂取の可能性を考慮。

- ❖ 国民平均だけでなく、**幼少児、妊婦、高齢者も考慮**
- ❖ 農作物によって毎日摂取する量、栽培に必要な農薬の量が異なることから、**食品ごとに基準を設定**